

令和 7 年度 下関市盛土規制法に基づく基礎調査
(既存盛土調査) 業務 (その 2)

業務仕様書

下関市
都市整備部建築指導課

目次

第1章 総則	1
第1条（適用）.....	1
第2条（業務の目的）.....	1
第3条（対象範囲）.....	1
第4条（準拠する法律基準等）.....	1
第5条（第三者から受けた損害）.....	2
第6条（過失又は疎漏に起因する不良箇所）.....	2
第7条（成果の帰属）.....	2
第8条（機密の保持）.....	2
第9条（管理技術者等）.....	2
第10条（担当技術者）.....	3
第11条（疑義）.....	3
第12条（貸与資料）.....	3
第13条（データベースの品質確保）.....	4
第14条（提出書類）.....	4
第2章 業務内容	5
第15条（計画準備）.....	5
第16条（資料収集整理）.....	5
第17条（安全性把握調査の優先度評価の机上検討）.....	5
第18条（安全性把握調査の優先度評価の現地調査：盛土等の状況把握）.....	6
第19条（安全性把握調査の優先度評価：優先度ランク検討）.....	6
第20条（安全性把握調査の優先度評価：カルテ作成）.....	7
第21条（報告書作成）.....	7
第22条（打合せ協議）.....	7
第3章 成果納入品	7
第23条（成果納入品）.....	7

令和7年度 下関市盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務 （その2）

業務仕様書

第1章 総 則

第1条（適用）

- 1 本仕様書は、下関市が発注する「令和7年度 下関市盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務（その2）」に適用する。

第2条（業務の目的）

- 1 本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第4条に規定する基礎調査のうち、規制区域内に存在する既存盛土等を対象として、安全性把握調査の優先度評価の実施を目的とする。

第3条（対象範囲）

- 1 下関市全域を対象とする。
調査対象箇所は、既往業務における安全性把握調査の優先度評価において調査が未実施である箇所を対象とする。

第4条（準拠する法律基準等）

- 1 本業務は、契約書及び本業務仕様書によるほか、次の各法令、要領等に基づいて行うものとする。
 - (1) 下関市が提示する土木設計業務等委託契約約款及び業務委託契約約款（以下「約款等」という。）
 - (2) 盛土規制法（昭和39年法律第191号）及び同法施行令
 - (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号、通称「盛土規制法」）及び同法施行令
 - (4) (3)に基づく基本方針（案）（国土交通省都市局）
 - (5) (3)に基づく基礎調査実施要領（既存盛土調査編）（案）（国土交通省都市局）
 - (6) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月（国土交通省、農林水産省、林野庁）
 - (7) 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）
 - (8) その他関係法令及び関係条例等※ なお、業務の実施に際しては、以下の国土交通省ホームページにより最新状況を確認して実施すること。

第5条 (第三者から受けた損害)

- 1 本業務の作業中に第三者から損害等を受けた場合は、全て受注者の責任において解決するものとし、速やかに発注者にその旨を報告しなければならない。

第6条 (過失又は疎漏に起因する不良箇所)

- 1 業務完了後に過失又は疎漏に起因する不良箇所が判明した場合は、発注者と協議の上、受注者の負担において、修正及び補足その他必要な作業を行わなければならない。

第7条 (成果の帰属)

- 1 成果品は、全て発注者に帰属し、発注者の承認を得ずに他に公表・譲与・貸与または使用してはならない。ただし、受注者及び受注者以外の企業及び個人が著作権及び使用权を有しているソフトウェア及びデータ等については、受注者及び受注者以外の企業及び個人に帰属するものとするが、発注者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用できるものとする。

第8条 (機密の保持)

- 1 受注者は、いかなる理由があっても、発注者の承認なしに本業務で知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、本業務により作成したデータは、業務完了後に全て消去しなければならない。ただし、発注者が保管管理を指示した場合はこの限りでない。

第9条 (管理技術者等)

- 1 本業務における管理技術者及び照査技術者（以下「管理技術者等」という。）は、盛土関連業務（以下に示す盛土関連業務のどちらも）の実績及び次の資格を有するものとする。

<業務実績>

- (1) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月国土交通省）に基づく盛土調査のうち「第二次スクリーニング計画の作成」の実績
- (2) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（令和5年5月国土交通省、農林水産省、林野庁）に基づく盛土調査のうち、「応急対策の必要性判断」又は「安全性把握調査の優先度評価」の実績

<資格>

- (1) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設：河川砂防および海岸・海洋、土質及び基礎、地質）又はRCCM（河川、砂防及び海岸海洋、土質及び基礎、地質）の資格
 - (2) 照査技術者は、上記に加えて「応用地形判読士」又は「空間情報総括監理技術者」の資格
- 2 受注者は、管理技術者等の資格要件の確認のため、契約時に以下に示す書類を発注者へ提出し、発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 受注者と在籍する管理技術者等との間に、3年以上の雇用関係があることが分かる書類（健康

保険証等の写し等)

(2) 資格証明書の写し

(3) 上記業務実績の証明書 (完了テクリスを可とする。)

3 管理技術者と照査技術者とを兼任してはならない。

第10条 (担当技術者)

1 本業務における担当技術者は、以下に示す業務実績のいずれかを有するものとする。

<業務実績>

(1) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説 (平成27年5月国土交通省) に基づく盛土調査

(2) 盛土規制法 (令和5年5月) に関連する検討業務

(3) 上記他のGISデータを取り扱う業務

なお、本業務では、盛土地形の変状確認等の作業に加えて、既往成果データの利活用・各種GISとの連携等の作業があること、及び、本成果は、今後の盛土等管理のために行政支援データベース関連等にも連携させることも想定しており、これらの品質確保を充分に行う事が必須条件となるため、以下に示すいずれかの資格保有者を1名以上配置するものとする。

<資格>

(1) 応用地形判読士

(2) 空間情報総括監理技術者

(3) GIS上級技術者

(4) 技術士—情報工学部門

2 受注者は、その証として有資格者の資格証明書及び在籍証明書 (健康保険証の写し等) を契約時に発注者に提出し承認を得なければならない。

3 受注者は、担当技術者の資格要件の確認のため、契約時に以下に示す書類を発注者へ提出し、発注者の承認を得なければならない。

(1) 受注者と在籍する担当技術者との間に、3年以上の雇用関係があることが分かる書類 (健康保険証等の写し等)

(2) 資格証明書の写し

(3) 上記業務実績証明書 (完了テクリスで可とする。)

4 担当技術者は、第9条に掲げる管理技術者等を兼任してはならない。

第11条 (疑義)

1 本仕様書に記載のない事項又は疑義を生じた場合は、発注者及び受注者が協議を行ったうえ、発注者の指示に従うものとする。

第12条 (貸与資料)

1 本業務に必要な資料については、受注者に貸与されるものとするが、その取り扱いについては特に注意し、汚損や破損の無いよう慎重に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、本業務の実施に際して、情報セキュリティの観点から、適切な保護措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者から貸与された資料等がある場合は、業務完了後、速やかに発注者に返却しなければならない。

第13条 (データベースの品質確保)

業務では、各種データベースの利活用、各種GISとの連携等の作業があるため、これらの品質確保を充分に行う事が必須条件であり、十分留意することとする。

第14条 (提出書類)

- 1 本業務を実施するにあたり、契約締結に際し受注者は、以下の書類を提出するものとし、発注者の承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。
 - (1) 着手届
 - (2) 工程表
 - (3) JISQ15001 (個人情報保護マネジメントシステム/Pマークの準拠規格) 取得証明書
 - (4) ISO27001/ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 取得証明書
 - (5) ISO14001 (環境マネジメントシステム) 取得証明書
 - (6) ISO9001 (品質マネジメントシステム) 取得証明書
 - (7) 業務従事技術者の在籍証明書類及び資格証
 - (8) 従事技術者届及び経歴 (管理技術者・照査技術者・担当技術者)
 - (9) 業務実施計画書
 - (10) その他「発注者」が必要と認める書類

第2章 業務内容

第15条 (計画準備)

- 1 受注者は、本業務の実施に当たり、業務の目的及び主旨を把握したうえで業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程及び業務組織計画等について記載した業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第16条 (資料収集整理)

- 1 受注者は、本業務の検討に必要な資料を発注者から貸与もしくは公開されている情報を収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。その他、不足する資料がある場合は、担当職員と協議する。
- 2 整理した資料は、GISに展開できるようにデータ変換等を行い、位置情報を含む情報は原則GISデータで収集するものとする。

第17条 (安全性把握調査の優先度評価の机上検討)

安全性把握調査の優先度評価は、既往業務における応急対策の必要性判断にて不要と判断された盛土等について、その後の安全性把握調査等を計画的に進めるため優先度評価を実施する。評価に際しては、以下の(1)～(3)の指標に対して実施する。

(1) 法令許可等の状況把握

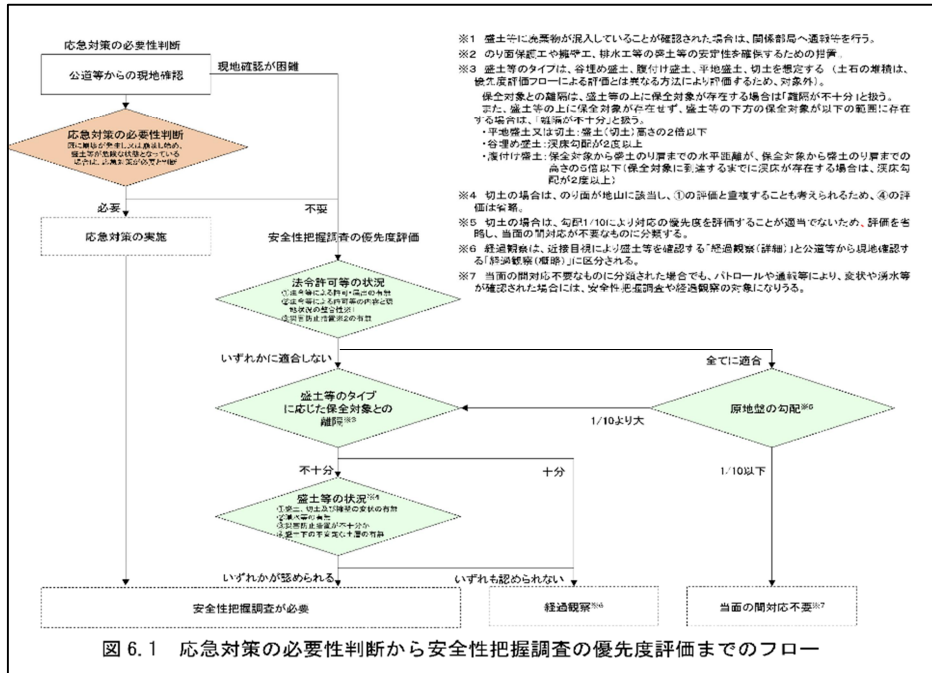
①法令による許可・届出の有無、②法令等による許可内容と現地状況の整合性、③災害防止施設の有無を確認する。現地状況の確認は、第19条の盛土等の状況把握と合わせて実施することを想定している。

(2) 原地盤の勾配確認

(1)の①～③の全てに適合する盛土等に対して、原地盤の勾配を確認する。1/10勾配以下かどうかにかき着目して確認を行う。(下のフロー図参照)

(3) 盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔

(1)の①～③のいずれかに適合しない盛土等に対して、盛土等と保全対象の離隔について確認する。盛土等のタイプに応じた保全対象の離隔については、「盛土等の安全推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月」の表6.2 盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔の目安を参照すること。



出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月

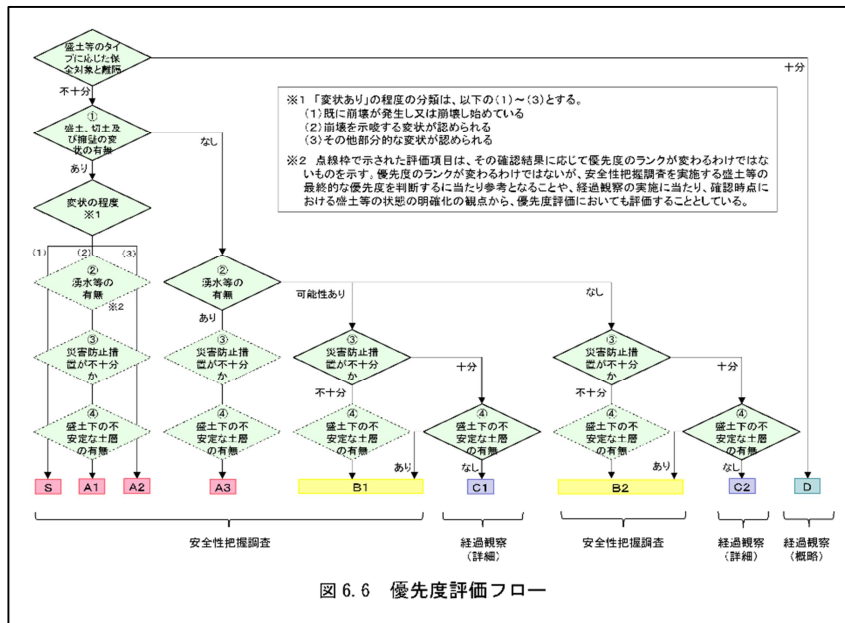
第18条（安全性把握調査の優先度評価の現地調査：盛土等の状況把握）

1 保全対象との離隔が十分確保されていない盛土等を対象として、現地踏査により以下を確認する。

- ①盛土等及び擁壁の変状の有無、②湧水等の有無、③災害防止措置が不十分か、④盛土下の不安定な土層の有無。

第19条（安全性把握調査の優先度評価：優先度ランク検討）

1 第17～18条で実施した調査をもとに、下図に示すフローに従って優先度ランクを検討する。



出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月

第20条 (安全性把握調査の優先度評価: カルテ作成)

1 検討結果を、一覧表及び既存盛土等カルテにとりまとめるものとする。一覧表及びカルテの様式は、巻末の別添資料1～4を参考に検討する。

第21条 (報告書作成)

1 上記について、本業務で検討した経緯も含めてわかりやすく取りまとめ、報告書を作成するものとする。

第22条 (打合せ協議)

1 業務における打合せは、以下に示す時期において着手時・中間打合せ3回・成果品納品前の計5回とする。ただし、監督職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこととする。また、中間打合せに関しては、監督職員と協議の上、必要時期に応じて打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には、原則として管理技術者が立会うものとする。

- (1) 着手時 業務計画立案時
- (2) 中間1 安全性把握調査の優先度評価の机上検討時
- (3) 中間2 安全性把握調査の優先度ランク検討時
- (4) 中間3 安全性把握調査のカルテ等作成時
- (5) 納品時 成果品の納入時

2 受注者は、打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

第3章 成果納入品

第23条 (成果納入品)

1 成果納入品は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 報告書 (紙媒体) | 1部 |
| (2) 報告書 (電子媒体CD-R) | 2部 |
| (3) 安全性把握調査の優先度評価結果一覧表 (Excel形式) | 1式 |
| (4) カルテ (Excel、PDF形式) | 1式 |

表 6.13 安全性把握調査の優先度評価のまとめのイメージ

番号	基本情報			応急対策の必要性判断		安全性把握調査の優先度評価														
	土庫の所在地点及び地番			規制区域の種類	現地確認の可否	現地確認状況	保全対象			盛土等の状況					土石の堆積		優先度区分			
	市町村	詳細	土地所有権者				住宅	公共施設等	その他	構築物	①盛土、切土及び掘削の状況	②湧水等	③災害防止措置の状況	④盛土の不安定土層	地盤の勾配	空地の確保		鋼矢板等の設置	地盤水等の浸透への影響	
1上	〇〇市	△△丁目	××社(代表〇)	宅建	可	要状等確認されず	必要	有	〇	14	多数	学校	無	ハブ	無	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	〇	A1	
1下	〇〇市	△△丁目	〇〇氏	特盛	不可	要状等確認されず	不要	有	×	14	多数	鉄道	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	S	
2	〇〇市	□□丁目	不明	宅建	可	要状等確認されず	不要	有	×	5	多数	医道	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	—	
3	〇〇市	▲▲丁目	不明	特盛	可	要状等確認されず	不要	無	×	18	2戸	無	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	A2	
...
28	〇〇市	□□丁目	▲▲社(代表□□)	特盛	可	要状等確認されず	不要	有	〇	18	多数	公園	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	〇1	
30	〇〇市	■■丁目	不明	宅建	可	既に湧き出し発生	必要	有	〇	25	5戸	医道	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	A1	
31	〇〇市	■■2丁目	▲▲氏	宅建	不可	要状等確認されず	不要	無	—	10	多数	農業用ため池	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	A1	
32	〇〇市	■■3丁目	不明	特盛	可	要状等確認されず	不要	無	—	5	無	県道	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	B2	
33	〇〇市	■■4丁目	××社(代表□■)	特盛	可	傾斜は急峻	必要	有	×	10	無	障害物処理施設	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	D	
34	〇〇市	▽▽1丁目	不明	特盛	可	要状等確認されず	不要	有	×	4	3戸	無	無	削壁	削壁	傾斜が緩やかで、土層と土層間に区分明確な層が生じておらず、土質等の不安定土層が認められず。	無	×	B1	

参考4.4 既存盛土等カルテの例

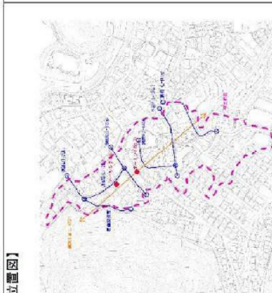
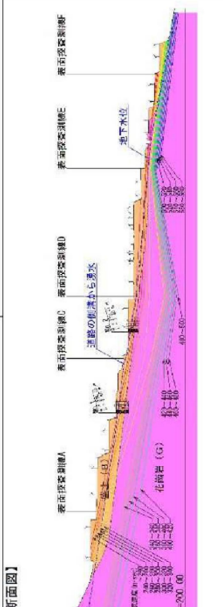
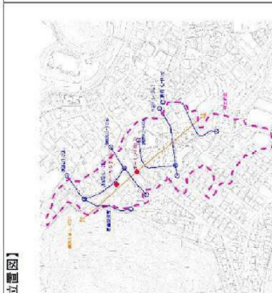
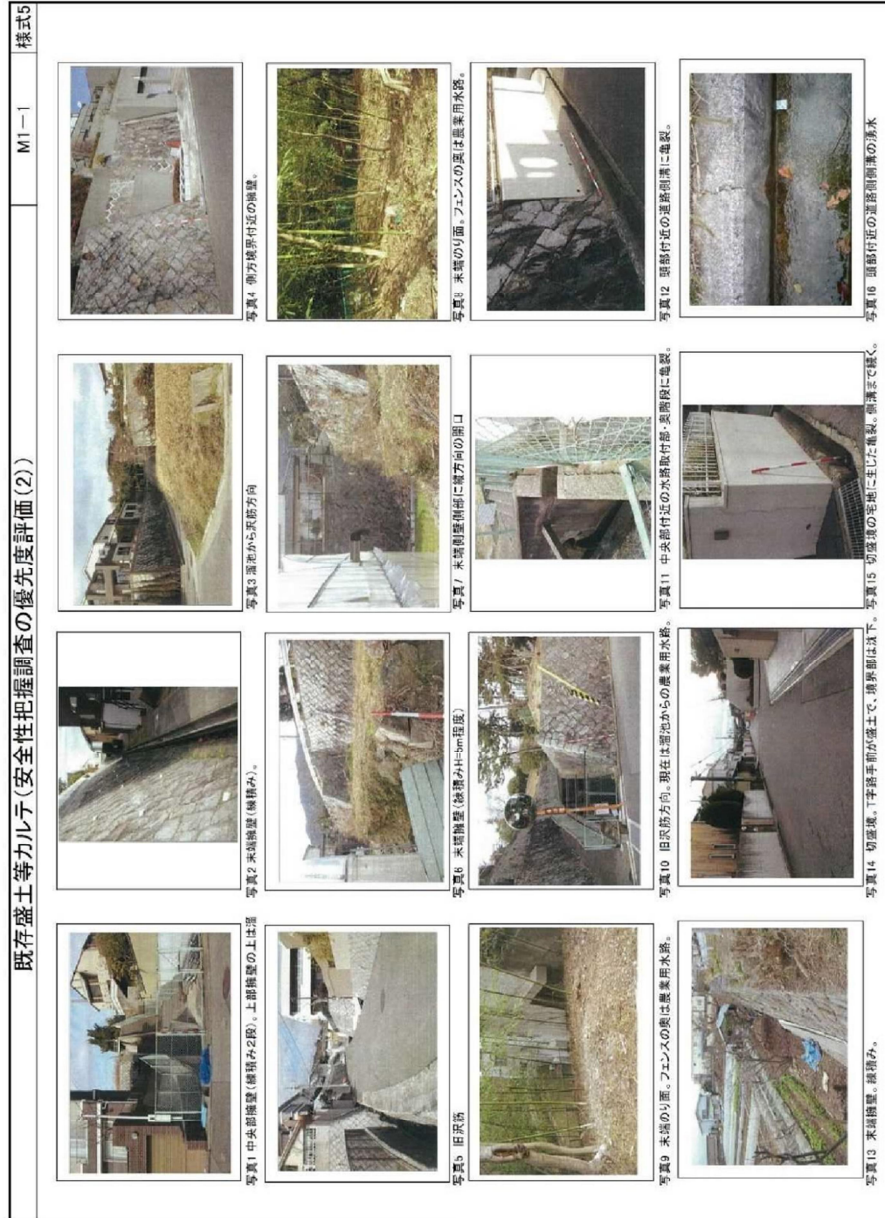
既存盛土等分布調査結果		M1-1		M1-1		様式1																															
盛土番号	M1-1	所在地住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地	切取	盛土重	80000.0 m ³	【位置図】 																														
経緯	北緯 〇° 〇' 〇"	東経 〇° 〇' 〇"	造成(年)年代	昭和41~44年	土質の種類	〇 土質の種類																															
盛土等のサイズ	■ 盛土 () 形積	■ 盛土 () 形積	■ 用途	〇 用途	盛土重	80000.0 m ³	【断面図】 																														
横断形状	33.80m x 4.30m	110.0m x 5.0m	用途	盛土重	80000.0 m ³																																
周辺の農地	田舎	田舎	用途	盛土重	80000.0 m ³	【位置図】 																															
その他	田舎	田舎	用途	盛土重	80000.0 m ³																																
<p>【位置図】</p> <p>【断面図】</p>																																					
<p>【総評】</p> <p>格差・道高の一部に劣化が認められ、湧水が確認された。また、一部の傾斜比が、警戒態である。以上の結果から、当該地点は、優先区分Aとした。</p>																																					
<p>【地盤データ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代表地盤</th> <th>単位体積重量 (kN/m³)</th> <th>粘着力 (kN/m²)</th> <th>内部摩擦角 (°)</th> <th>せん断強度 (kN/m²)</th> <th>透水性 (mm/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>400以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>花崗岩</td> <td>6.5</td> <td>10.0</td> <td>30.0</td> <td>10.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【安定計算結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代表地盤</th> <th>高さ</th> <th>地盤傾斜</th> <th>ひな度部分(上)</th> <th>ひな度部分(下)</th> <th>盛土全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土</td> <td>5.403</td> <td>1.718</td> <td>12.394</td> <td>4.871</td> <td>1.573</td> </tr> </tbody> </table>								代表地盤	単位体積重量 (kN/m ³)	粘着力 (kN/m ²)	内部摩擦角 (°)	せん断強度 (kN/m ²)	透水性 (mm/日)	盛土	20	0	30	400以下	-	花崗岩	6.5	10.0	30.0	10.0	1.0	代表地盤	高さ	地盤傾斜	ひな度部分(上)	ひな度部分(下)	盛土全体	盛土	5.403	1.718	12.394	4.871	1.573
代表地盤	単位体積重量 (kN/m ³)	粘着力 (kN/m ²)	内部摩擦角 (°)	せん断強度 (kN/m ²)	透水性 (mm/日)																																
盛土	20	0	30	400以下	-																																
花崗岩	6.5	10.0	30.0	10.0	1.0																																
代表地盤	高さ	地盤傾斜	ひな度部分(上)	ひな度部分(下)	盛土全体																																
盛土	5.403	1.718	12.394	4.871	1.573																																
<p>【備考】</p> <p>盛土全体およびひな度部分をよおる湧りを想定し、安定計算を実施した結果、いずれの湧り面でも湧り面および地盤間の目標安全率を満足した。従って、当該盛土は、「面域の恐れがない」と判断する。</p>																																					

図 4.4.1 既存盛土等カルテ (概要・総評)

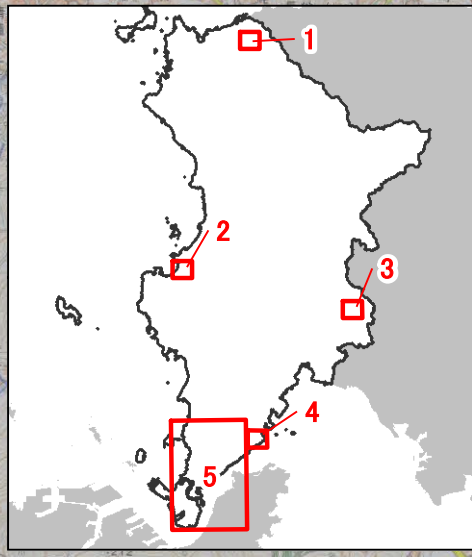
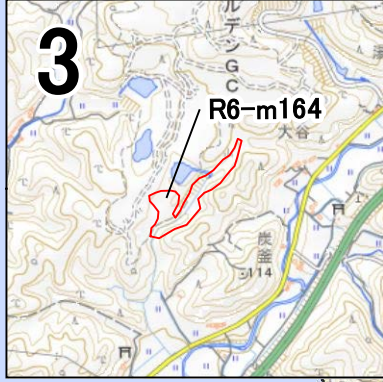
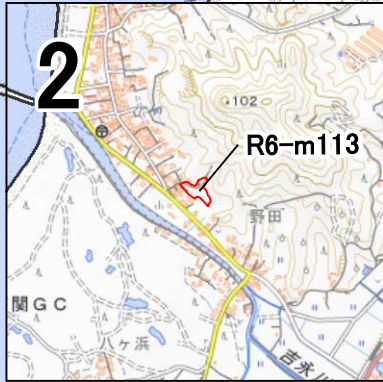
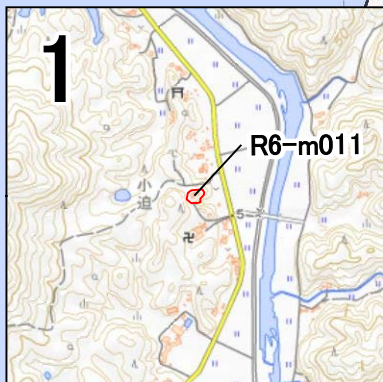


図参 6.7.2 既存盛土等カルテ(安全性把握調査の優先度評価(2))

位置図

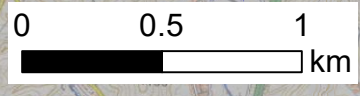


5



凡例

- 安全性把握調査の優先度評価対象箇所(16箇所)
- 下関市全域



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。